

加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要



加 古 川 市

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）」が全国の市町村でスタートします。

新制度では、各市町村が実施主体となり、地域の子育て家庭の状況や、幼児期の学校教育・保育（以下「教育・保育」といいます。）及び地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握し、地域の実情に応じた子育て支援を計画的に行うこととなります。

このたび策定する「加古川市子ども・子育て支援事業計画（以下、「計画」といいます。）」は、新制度がスタートする平成 27 年度から平成 31 年度までの本市における子ども・子育て支援の方向性を定めるものです。

「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算出

計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の今後 5 年間の「量の見込み（利用に関するニーズ量）」を推計しています。

本市では、平成 25 年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の結果や推計児童数などを活用し、潜在的な利用希望も含めた「量の見込み」を算出しています。

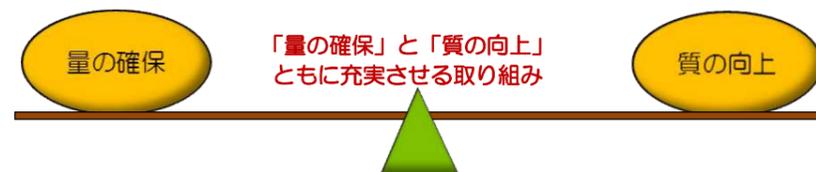
「量の見込み」に対応する確保方策の設定

計画では、法令に基づき、アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み」に対して、「教育・保育」においては平成 29 年度末までに、「地域子ども・子育て支援事業」においては平成 31 年度末までに提供体制を確保する内容を定めています。



「質の向上」に向けた取り組み

計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対応する提供体制を確保するだけでなく、各事業の「質の向上」に向けた取り組みも定めています。



「基本理念」と「基本目標」の設定 (素案 P.10~13)

基本理念

「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」 ～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもやその保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手を育成することの基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このことを踏まえ、本市では、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思ってもらえるようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取り組みを進めるとともに、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現するため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」としました。

基本目標

「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」の実現に向けて、本市では、「親、保護者」、「子ども」、「支えあい」の 3 つの視点に立った子育て支援を行う事が重要であると考え、次のとおり基本目標を定めています。

<基本目標 1>

(親、保護者の視点)

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

「親・保護者」の視点に立ち、子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

<基本目標 2>

(子どもの視点)

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

「子ども」の視点に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

<基本目標 3>

(支えあいの視点)

社会全体で子育てを支えるまちづくり

「支えあい」の視点に立ち、次代の親となる学生や、多くの知恵を有するシニアの方々をはじめとする地域の子育てボランティアの発掘・育成や、地域の相互協力の中で行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などの充実を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進にも取り組んでいきます。

「教育・保育提供区域」の設定 (素案 P.14~16)

教育・保育提供区域とは

「教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」を推計し、それに対応する「提供体制」を整備していくにあたって、地域のニーズによりきめ細かく対応するため、「地理的条件」や「人口」「交通事情」「教育・保育の整備状況」などの条件により市域を細分化した「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに「量の見込み」と「提供体制」のバランスを確保していくこととなります。

3区域(区域A~C)で設定するもの

- ① 幼児期の学校教育・保育(教育・保育)
- ② 時間外保育事業(延長保育事業)

区域	各区域に含まれる小学校区
A	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、平岡、平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北
B	神野、陵北、八幡
C	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、平荘、上荘

※市域を縦断し、日常生活において大きな影響を与える「加古川」と、子どもの人口が増加傾向にある地域と減少傾向にある地域とに分け、3区域を設定しています。

1区域(市全域)で設定するもの

- ① 利用者支援事業
- ② 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進する事業
- ④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑥ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業(子育てプラザ)
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
- ⑪ 妊婦健診事業(妊婦健康診査費助成事業)

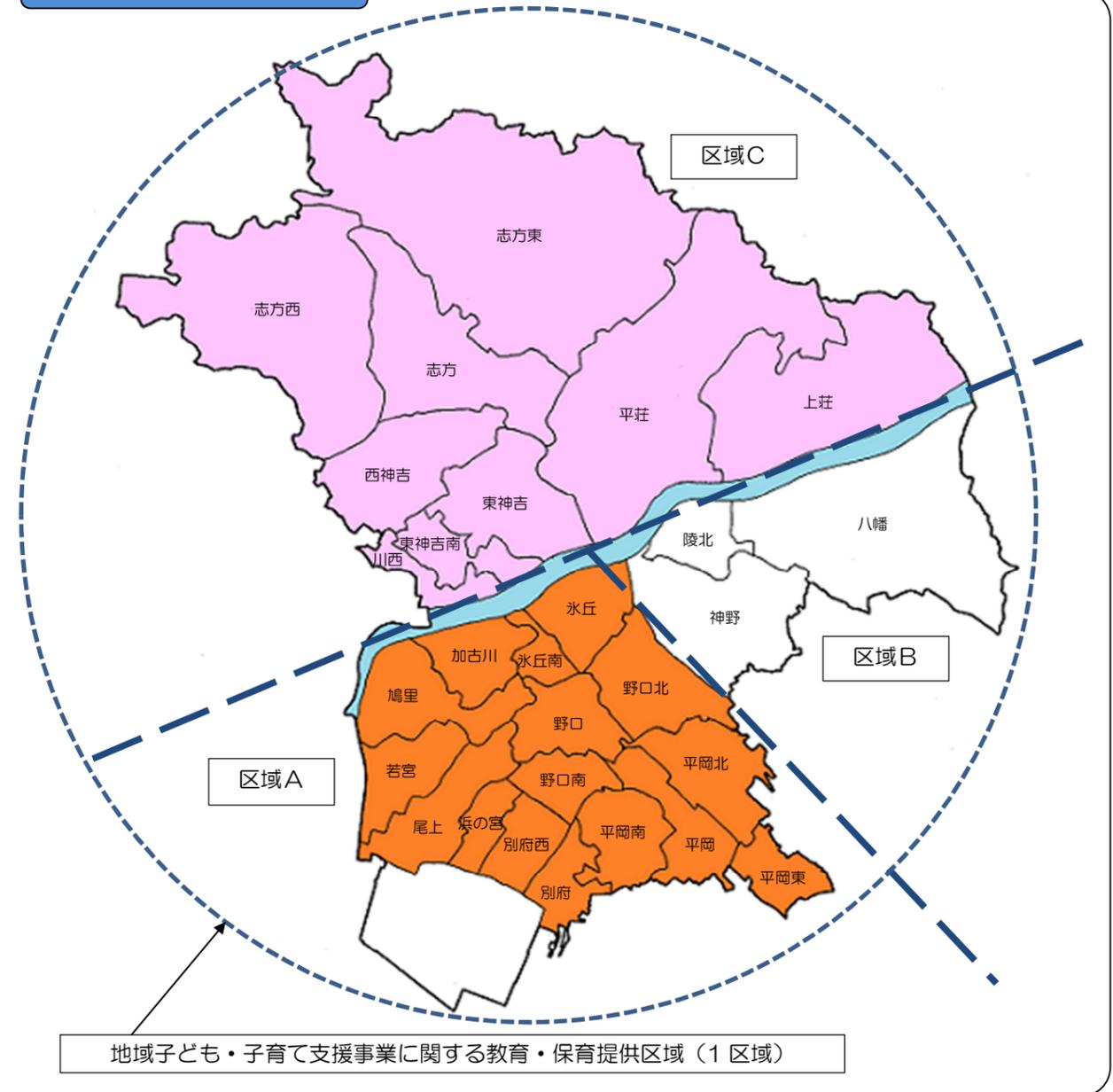
※既存事業の多くが市全域で事業展開し、広域での利用が行われていることから、市全域を1つの区域として設定しています。

28区域(小学校区)で設定するもの

- ① 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

※各児童クラブの利用は、各小学校の在籍児童が対象となることから、28小学校区を区域の単位として設定しています。

教育・保育提供区域図



※「教育・保育提供区域」は、「量の見込み」と「提供体制」の、いわゆる需給バランスを図るための基準となるものであり、利用者の区域を超えた利用を妨げるものではなく、従来通り区域を超えた利用は可能です。

「教育・保育」の「量の見込み」と「確保方策」 (素案 P.19~26)

「教育・保育」の提供体制の整備

「教育・保育」の「量の見込み」に対して、次の「教育・保育施設」、「地域型保育事業」により必要な提供体制を整備していきます。

施設・事業	類型
教育・保育施設	県から設置認可を受けた「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」 ※3~5歳児への「教育」、0~5歳児への「保育」を提供
地域型保育事業	市から事業認可を受けた「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、 「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」 ※0~2歳児への「保育」を提供

また、子どもの保護者が就労状況や子どもの年齢に応じて市から受ける支給認定の区分ごとに、利用できる教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

支給認定 (保育の必要性の認定)	利用希望	利用できる教育・保育施設等			
		認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定 保育を必要としない3~5歳児	教育	○	○		
2号認定 保育を必要とする3~5歳児	教育	○	○		
	保育	○		○	
3号認定 保育を必要とする0~2歳児	保育	○		○	○

「教育」に関する区域ごとの状況と確保方策

「教育」に関する「量の見込み」と「提供体制」の状況や、今後の提供体制の整備にあたっての確保方策は次のとおりです。

	区域A	区域B	区域C
過去5年間の就学前児童数	増加傾向	減少傾向	減少傾向
量の見込みと提供体制の状況	提供体制の不足	提供体制の不足	提供体制の確保済み
提供体制の整備にあたっての確保方策	①認可外保育施設の新制度への移行 ②既存施設の活用 ③新規施設などの整備	②既存施設の活用	現行の提供体制での実施 (既存施設の認定こども園への移行は実施)

「教育・保育」にかかる確保方策の方向性

「教育・保育」の「量の見込み」に対して、次の3つの方策により、平成29年度末までに必要な提供体制を確保していきます。

①認可外保育施設の新制度への移行を支援し、提供体制を確保していきます

現在、認可外保育施設を利用する子ども及びその保護者については、新制度移行後も給付を受けることができないことから、当該利用者が給付や支援の対象となるよう、希望する認可外保育施設の事業者に対して、給付及び支援の対象となる教育・保育施設及び地域型保育事業への移行を支援し、提供体制を確保していきます。

②既存施設を活用し、提供体制を確保していきます

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園への移行や、恒常的に利用児童数が定員を超過する場合の定員の見直しなど、既存施設を活用し、提供体制を確保していきます。

③新規施設などの整備により、提供体制を確保していきます

認可外保育施設の新制度への移行や、既存認可施設の活用によって提供体制が確保できない場合、地域の特性やニーズを踏まえ、教育・保育施設及び地域型保育事業の新規施設などの整備を進め、提供体制を確保していきます。

「保育」に関する区域ごとの状況と確保方策

「保育」に関する「量の見込み」と「提供体制」の状況や、今後の提供体制の整備にあたっての確保方策は次のとおりです。

	区域A	区域B	区域C
過去5年間の就学前児童数	増加傾向	減少傾向	減少傾向
量の見込みと提供体制の状況	提供体制の不足	提供体制の不足	提供体制の不足
提供体制の整備にあたっての確保方策	①認可外保育施設の新制度への移行 ②既存施設の活用 ③新規施設などの整備	②既存施設の活用	②既存施設の活用

「教育」に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

「教育」における区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」は、次のとおりです。各年度の量の見込みに対して、平成 29 年度末までに提供体制を確保することを目指しています。

区域A

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			2,568	2,549	2,505	2,476	2,493
年度当初	認定こども園、幼稚園	2,114	1,449	1,609	1,724	1,840	1,840
	確認を受けない幼稚園		665	665	665	665	665
	②年度当初合計	2,114	2,114	2,274	2,389	2,505	2,505
③各年度で確保する定員数			160	115	116	0	0
④年度末合計(②+③)			2,274	2,389	2,505	2,505	2,505
各年度の量の見込みに対する提供体制の確保状況(④-①)			▲294	▲160	0	29	12

区域B

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			157	158	162	163	160
年度当初	認定こども園、幼稚園	105	105	105	135	163	163
	確認を受けない幼稚園		0	0	0	0	0
	②年度当初合計	105	105	105	135	163	163
③各年度で確保する定員数			0	30	28	0	0
④年度末合計(②+③)			105	135	163	163	163
各年度の量の見込みに対する提供体制の確保状況(④-①)			▲52	▲23	1	0	3

区域C

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			451	430	431	427	440
年度当初	認定こども園、幼稚園	590	390	400	415	415	415
	確認を受けない幼稚園		200	200	200	200	200
	②年度当初合計	590	590	600	615	615	615
③各年度で確保する定員数			10	15	0	0	0
④年度末合計(②+③)			600	615	615	615	615
各年度の量の見込みに対する提供体制の確保状況(④-①)			149	185	184	188	175

「保育」に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

「保育」における区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」は、次のとおりです。各年度の量の見込みに対して、平成 29 年度末までに提供体制を確保することを目指しています。

区域A

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			4,368	4,367	4,351	4,320	4,338
年度当初	認定こども園、保育所	2,323	2,323	2,798	3,664	4,153	4,153
	地域型保育事業		0	59	160	198	198
	②年度当初合計		2,323	2,857	3,824	4,351	4,351
③各年度で確保する定員数			534	967	527	0	0
④年度末合計(②+③)			2,857	3,824	4,351	4,351	4,351
各年度の量の見込みに対する提供体制の確保状況(④-①)			▲1,511	▲543	0	31	13

区域B

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			584	583	595	597	589
年度当初	認定こども園、保育所	485	485	530	565	597	597
	地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②年度当初合計	485	485	530	565	597	597
③各年度で確保する定員数			45	35	32	0	0
④年度末合計(②+③)			530	565	597	597	597
各年度の量の見込みに対する提供体制の確保状況(④-①)			▲54	▲18	2	0	8

区域C

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			1,020	1,001	1,012	1,007	1,025
年度当初	認定こども園、保育所	833	833	893	958	1,025	1,025
	地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②年度当初合計	833	833	893	958	1,025	1,025
③各年度で確保する定員数			60	65	67	0	0
④年度末合計(②+③)			893	958	1,025	1,025	1,025
各年度の量の見込みに対する提供体制の確保状況(④-①)			▲127	▲43	13	18	0

「地域子ども・子育て支援事業」の実施

新制度では、地域のニーズに応じて、次の「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

事業名	事業内容
利用者支援事業	【新規事業】 新制度の実施に伴い、保護者が多様化する子ども・子育て支援事業から適切な選択ができるよう、わかりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う事業
時間外保育事業	【既存事業】延長保育補助事業 保育の必要性の認定を受けた子どもが、通常の利用日や時間帯以外の日や時間において時間外保育を受けたものに対して助成を行う事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	【新規事業】 支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設等に支払う日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行う事業
多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	【新規事業】 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取組みを行う事業
放課後児童健全育成事業	【既存事業】児童クラブ 保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後に小学校の空き教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業 児童福祉法の改正により、これまで3年生までが対象であったのが、地域のニーズに応じて6年生までが対象となりました
子育て短期支援事業	【既存事業】子育て家庭ショートステイ事業 保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	【既存事業】母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） 市内の全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

事業名	事業内容
養育支援訪問事業 その他要保護児童等に対する支援に資する事業	【既存事業】育児支援家庭訪問事業、要保護児童相談事業 乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう保健師の訪問による養育に関する相談、指導、助言や、子育てヘルパーの派遣による家事・育児等の援助を行う事業
地域子育て支援拠点事業	【既存事業】加古川駅南・東加古川子育てプラザ 乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業
一時預かり事業	【既存事業】一時預かり補助事業 保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などの理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業
病児・病後児保育事業	【既存事業】病児・病後児保育補助事業 病気や病後の乳幼児を、家庭で保育できない場合に、保育所や認定こども園、病院等の施設において保育を行う事業
子育て援助活動支援事業	【既存事業】ファミリー・サポート・センター運営事業 「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育てを援助したい人（提供会員）」を登録し、地域の中で行われる育児援助のボランティア活動をサポートする事業
妊婦健診事業	【既存事業】妊婦健康診査費助成事業 妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業（母子健康手帳交付時に助成券14枚を交付）

「地域子ども・子育て支援事業」にかかる確保方策の方向性

「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対して、平成31年度末までに必要な提供体制の確保を目指し、「量の確保」のみならず、「質の向上」に向け、次のとおり取り組みを進めていきます。

①「量の見込み」に対応した提供体制を確保していきます

アンケート調査の結果等により推計した「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対応するため、新制度の施行によって創設された事業や、提供体制が不足している既存事業については、計画的な「量の確保」に向けた整備を行っていきます。

②地域の実情に応じた事業内容の充実を図ります

「量の見込み」に対応した提供体制を確保するだけでなく、地域の実情に応じた事業内容の充実など、地域子ども・子育て支援事業の「質の向上」に向けた取り組みを進めていきます。

「地域子ども・子育て支援事業」の各事業の方向性

「地域子ども・子育て支援事業」における「量の確保」と「質の向上」に向け、各事業では次のとおり取り組みを進めていきます。

事業名	事業の方向性（「量の確保」・「質の向上」に向けた取り組み）
①利用者支援事業	○利用者支援専門員の配置（市役所庁舎内） ○相談体制及び情報提供内容の充実やプライバシーへの配慮 ○施設、事業、市町村など地域の子育て支援に関わる関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制の構築
②時間外保育事業	○希望する保護者が利用できる環境の整備
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	○対象者への確実な給付 ○対象者への事業に関する広報・周知
④多様な主体が本制度に参入することを促進する事業	○新規参入事業者に対する必要な指導・助言等の支援の実施 ○専門的な知識を有する巡回支援員の人材確保
⑤放課後児童健全育成事業	○学校施設の活用や建物の設置 ○民間事業者による事業の実施 ○児童1人あたりの面積の改善 ○1クラブあたりの児童数の適正化 ○研修の実施による支援員の資質向上
⑥子育て短期支援事業	○緊急時（休日を含む）の利用ニーズへの対応の検討
⑦乳児家庭全戸訪問事業	○児童虐待担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑧養育支援訪問事業	○乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑨地域子育て支援拠点事業	○加古川駅南・東加古川子育てプラザの利用促進に向けた広報 ○子育てに関する相談や講座、情報提供の充実
⑩一時預かり事業	○希望する保護者が利用できる環境の整備
⑪病児・病後児保育事業	○病児保育の実施 ○事業の周知や利用しやすい仕組みの構築
⑫子育て援助活動支援事業	○制度及び事業の周知 ○希望する保護者が利用しやすい環境の整備
⑬妊婦健診事業	○制度及び事業の周知 ○出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するための、医療機関や市町村など関係機関との連携の充実

「地域子ども・子育て支援事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

「地域子ども・子育て支援事業」の各事業における現在の利用状況と、本計画の目標年次である平成31年度末の「量の見込み」は次のとおりです。

「量の見込み」に対して、必要な提供体制を確保していきます。

事業名	量の見込み	現在の利用状況 (25年度利用実績)	⇒	31年度 (量の見込み=提供体制)
利用者支援事業	設置数	0か所 (新制度からの新規事業)	⇒	1か所
時間外保育事業	1日あたり利用人数	635人	⇒	1,459人
放課後児童健全育成事業	1日あたり利用人数	1,628人	⇒	3,110人
子育て短期支援事業	年間延べ利用人数	280人	⇒	280人
乳児家庭全戸訪問事業	年間出生数	2,368人	⇒	2,448人
養育支援訪問事業	年間訪問対象人数	27人	⇒	30人
地域子育て支援拠点事業	年間延べ利用人数 (子どもの利用人数)	77,528人	⇒	77,532人
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	年間延べ利用人数	13,828人	⇒	20,721人
一時預かり事業 (その他保育所等)	年間延べ利用人数	8,134人	⇒	15,219人
病児・病後児保育事業	年間延べ利用人数	252人	⇒	1,403人
子育て援助活動支援事業	年間延べ利用人数	5,949人	⇒	5,928人
妊婦健診事業	助成券 年間利用実人数	3,650人	⇒	3,427人
	助成券 年間延べ利用回数	28,180回	⇒	26,388回

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進する事業」については、量の見込みを推計する事業ではないため、上記に含んでいません。

「幼児期の学校教育・保育」の一体的な提供や推進に関すること（素案 P49～50）

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ「認定こども園」の普及に関する本市の考え方のほか、教育・保育の質の向上や、保幼小連携の推進に向けた取り組みなどを定めています。

地域の実情に応じた認定こども園の普及

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を図っていくこととされています。

本市においても、新制度の趣旨を踏まえ、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる認定こども園の普及を図ることとし、特に子どもの人口が減少傾向にある区域においては、既存施設を最大限に有効活用することで必要な教育・保育の提供体制を確保していく観点からも、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、移行に向けた必要な支援を行っていくこととします。

就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取り組みを進めることが重要です。

本市ではこれまで、幼稚園と保育所での保育時間の違いがある中で、ともに質の高い就学前教育を提供するため、平成21年度に幼稚園・保育所共通の「加古川市就学前教育カリキュラム」を作成し、年齢ごとの教育・保育内容の統一や連続性を考慮した取り組みを進めてきたところですが、教育・保育事業の関係者の参画の下で、当該カリキュラムの内容や活用方法等の再点検及び見直しを行い、本市における子どもの健やかな成長を支援する就学前教育・保育のあり方を再度検討していきます。

また、幼稚園や保育所、幼稚園教諭や保育士といった、施設の類型や従事者などの枠組みを超えた「就学前教育・保育合同研修」の実施など、教育・保育現場のさらなる「質の向上」に向けた取り組みを進めていきます。

このほか、教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業者に対しては、本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守を義務付け、施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業者として、質の高い教育・保育を提供する体制や、子どもの保護者が安心して子どもを預けることのできる体制の整備を求めています。

保幼小連携のさらなる推進に向けた取り組み

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、子どもの健やかな発達を支えていくことが重要です。

本市では、市内の12中学校の各中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校が相互に連携し、家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくための、中学校区連携「ユニット12」の取り組みを進めています。

中学校区連携「ユニット12」では、保育所・幼稚園や小学校等の学校園が「タテの連携」を図り、校種を越えた教職員や幼児・児童・生徒の交流活動の充実などを通して、就学前教育から学校教育へと連続した育ちや、一人一人の子どもの学びを大きく広げる取り組みを進めるとともに、地域や家庭と「ヨコの連携」を図り、ユニットだよりやポスター等による積極的な情報発信を行うことで、地域の子どもたちを地域全体で育てていく「地域総がかりの教育」を進めています。

この中学校区連携「ユニット12」での取り組みを中心として、今後も保幼小連携の更なる推進に努めていきます。



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク（内閣府）

「計画で定めるその他の事項」 (素案 P51~63)

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産後の休業や育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めていきます。

また、産前・産後の休業や育児休業期間中の保護者に対しては、必要な情報の提供や相談が行えるよう、支援体制の強化に努めていきます。

子どもに関する専門的な知識等を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携

「児童虐待の防止対策の充実」や「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」、「障がい児施策の充実」について、専門的な支援を行う兵庫県の施策との連携に関する事項を定めています。

①児童虐待の防止対策の充実

児童虐待の防止及び対策には、本市が児童委員や医療機関、学校園等の関係機関と連携し、共通の認識や役割分担の確認、情報交換を行いながら、早期発見及び早期対応に向けた取り組みを行うことが重要であり、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心とする子どもを守る地域ネットワークの更なる強化に努めるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、兵庫県こども家庭センターと連携を図りながら、今後も個別のケースに応じて必要な対応を進めていきます。

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

子ども・子育て支援施策の展開にあたっては、ひとり親家庭に対して、母子父子自立支援員による家庭に応じた相談や、給付金の支給等による就労に向けた支援のほか、子育て支援短期支援事業（ショートステイ）や、保育及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、兵庫県が展開する関連施策との連携を図りながら、総合的な自立支援を推進していきます。

③障がい児施策の充実

子ども・子育て支援施策の展開にあたっては、「加古川市障害者福祉長期計画」の理念の下、教育・保育・療育などそれぞれの分野で取り組みを進める関係各課が連携に努め、さらなる充実を図るとともに、兵庫県が設置する支援機関が行う障がい児への専門的な支援との連携や情報共有を図りながら、本市の障がい児施策の充実を図っていきます。

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みを推進する施策との連携に関する事項を定めています。

本市では、「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、国や県の関係機関や企業等との連携を図りながら、「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解と普及の促進に向けた取り組みを進めています。

新制度の施行にあたっては、子育て家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現のための様々な取り組みを推進する「加古川市男女共同参画行動計画」との連携を図りながら、多様なニーズに応じた保育施策の充実など、子育てをしながら安心して働くことのできる環境の整備を図っていきます。

計画の推進体制や達成状況の点検・評価

計画の推進体制や、計画期間中の各年度における達成状況を点検・評価する仕組みなどについて定めています。

計画の推進体制の充実

新制度の施行にあたっては、本計画に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の確保」と「質の向上」に向けた取り組みを着実に進めるとともに、各事業での取り組みを進める担当部署が横断的に連携しながら、多種多様な子育て家庭のニーズに対応するための体制整備を図ることが重要です。

このため、本計画に基づく取り組みの推進や、新たな子育て支援施策の立案、今後のさらなる少子化等の課題への対応など、本市における子ども・子育て支援を総合的に推進する体制を整備するため、新たに「こども部」を創設します。

計画の達成状況の点検・評価

本市では、子育て当事者の意見や地域の実情を踏まえ、計画の策定や子ども・子育て支援施策の推進を行うことを目的として、子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者、関係団体の代表者などで構成する「加古川市子ども・子育て会議」を設置し、様々なご意見・ご提言をいただいています。

計画策定後においても、同会議において子育て支援施策の達成状況の点検や評価を行うとともに、庁内で組織する実務担当者会議等で見直しを図るなど、継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、取り組みを進めていきます。

計画の見直し

計画期間中、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が本計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行うことを検討します。